♦ 入学·転校

項目	内容
小学校に 入学する とき	①就学時健康診断 学校入学予定者が健康な体で入学できるように健康診断を行います。就学時健康診断通知書 に記載された日時に指定された学校で受診してください。 ▶必要な持ち物:就学時健康診断通知書、就学予定者の健康調査票、アレルギー調査票、母子健康 手帳、上履き ②入学通知 毎年1月末日までに次年度小学校へ入学する児童(満6歳)の保護者に、入学通知書を郵送しま す。住所その他記載事項に異動があった場合は、速やかにご連絡ください。2月上旬までに入 学通知書が届かない場合も学校教育課総務係へご連絡ください。
中学校に 入学する とき	在学の市立小学校を通じて2月上旬までに入学通知書を配付します。住所その他記載事項に異動があった場合は、速やかにご連絡ください。なお、私立及び国立小学校に在学している児童で市立中学校へ入学希望の場合は、学校教育課総務係へご連絡ください。
市内の 転校 手続き	①現在通っている学校で在学証明書、教科書給与証明書の交付を受けてください。 ②市民課へ行き、住民異動届(転居)をしてください。 ③在学証明書、教科書給与証明書を持参し、学校教育課で入学通知書の交付を受けてください。 ④在学証明書、教科書給与証明書、入学通知書を持参し、指定を受けた学校で入学手続きを行ってください。
市外への 転校 手続き	①現在通っている学校で在学証明書、教科書給与証明書の交付を受けてください。 ②市民課で次の手続きを行ってください。 ア)転出届をする。 イ)転出証明書の交付を受ける。 ③在学証明書、教科書給与証明書、転出証明書、印鑑を持って転出先の市役所(町村役場)へ行き、住民異動届(転入)をし、転入学の手続きを行ってください。 ④指定を受けた学校で、転入学の手続きを行ってください(注1)。
市外から の転校 手続き	①在籍する学校及び居住する市町村の役所で転出の手続きをしてください。 (学校で在学証明書、教科書給与証明書の交付を受け、市役所(役場等)で転出証明書の発行を 受けてください。) ②市民課へ行き、住民異動届(転入)をしてください。 ③在学証明書、教科書給与証明書を持参し、学校教育課で入学通知書の交付を受けてください。 ④在学証明書、教科書給与証明書、入学通知書を持参し、指定を受けた学校で入学手続きを行っ てください。
学区外・ 区域外 就学に ついて	やむを得ない事情により就学指定校以外の学校に就学する場合は、就学指定校変更(学区外・区域外就学)の申請を行い、教育委員会の許可を受ける必要があります。また、通学の安全確保は保護者の責任において行っていただきます。 学区外就学の場合 学校教育課総務係にて、就学指定校変更(学区外就学)許可申請書を記入、提出していただきます。真岡市就学指定校変更(学区外・区域外就学)に関する事務取扱要領の許可基準により許可します。 申請に必要なもの:教育委員会が必要とする書類 区域外就学の場合 就学を希望する学校を設置している自治体の教育委員会にお問い合わせください。 ※許可期間がありますので、ご注意ください。許可期間を過ぎた場合は速やかに就学指定校に転校していただかなくてはなりません。引き続き学区外・区域外就学を希望する場合は、許可期間が終了する前に学校教育課総務係にご相談ください。

(注1)小学校卒業→中学校入学の場合は、在学証明書に代わり卒業証明書が必要です。

●小学校

学校名	所在地	電話番号
真岡小学校	台町4184	\ 82-4126
真岡東小学校	東光寺1-4-1	\ 84-3690
真岡西小学校	熊倉三丁目33-6	\ 84-1311
亀山小学校	亀山1037-3	\ 84-6250
大内中央小学校	飯貝457-1	\$ 82-2530
大内東小学校	赤羽30-1	\ 82-5139
大内西小学校	下籠谷2472-1	\ 82-5134

学校名	所在地	電話番号
山前小学校	小林672-2	\ 82-2527
西田井小学校	西田井1505-2	\ 82-2528
中村小学校	中302	\ 82-2533
長田小学校	長田1302-1	\ 82-1750
長沼小学校	長沼716	\ 74-0194
久下田小学校	久下田491	\ 74-0042
物部小学校	物井1180	4 75-0004

🏺 中学校

学校名	所在地	電話番号
真岡中学校	並木町三丁目120	\ 82-5135
真岡東中学校	田町1256-18	\ 82-2535
真岡西中学校	西高間木531	\ 84-6223
大内中学校	飯貝1159	\ 82-2541
山前中学校	小林784	\$ 82-2540

学校名	所在地	電話番号
中村中学校	中203	\ 82-2542
長沼中学校	長沼706	\ 74-0192
久下田中学校	久下田1304	\ 74-0068
物部中学校	高田1838	\ 75-0008

●その他

施設名	所在地	電話番号
科学教育センター	田町1349-1	\ 83-6611

施設名	所在地	電話番号
自然教育センター	柳林1140-2	\ 83-1277

渡辺私塾 各教室 塾生募集中!! 無料体験学習受付中

学習塾地元の







お問い合わせ・ご予約 〇〇 0120-307203 (渡辺私塾荒町教室)

適応指導教室

間 483-9488

何らかの心理的理由で「学校に行けない・学校に行かない子どもたち」に、相談や体験活動等を 通して援助・支援をし、自立心や社会性を育み、将来の社会的自立を図っていきます。見学もでき ますので、在籍する学校を通してお申し込みください。

- ② 名 称 ▶ 真岡市適応指導教室(もおかライブリー教室)
- ▶ 所在地 ▶ 田町1344番地 真岡市青年女性会館内

🍎 奨学金制度

問 学校教育課 総務係 ┗83-8180 ₩83-4070

この制度は、優秀な学生、生徒で、経済的理由により入学、修学が困難な方に、市教育委員会が 学資等を貸与し、広く、有能な人材を育成することを目的としています。

• 募集期間

毎年1月上旬~3月中旬

申込み

「修学・入学資金貸与願」に必要事項を記入 し、必要書類を添付し、学校教育課へ提出。な お、修学・入学資金ともに、連帯保証人(教育委 員会が定めた要件を満たす方)が2人必要です。

○ 修学資金

本市に1年以上住所を有し、修学の意欲があり、品行方正な方で、大学、短期大学、専門学校、高 等専門学校、高等学校に在学、または入学しようとする方。(ただし在学するため、他市に住所を 異動した場合は対象とする。)なお、学習成績、世帯の収入などの基準があります。

• 募集人員

全体で20人程度

• 貸付額

高等学校、高等専門学校は月額20,000円、 それ以外の大学等は月額40,000円(年4回に 分けて貸与)

貸付期間

在学する学校の正規の最短修業期間

● 返 還 🤇

卒業後2年経過後、貸与した年数の2.5倍に 相当する期間内に、半年賦による均等払い(無 利子)

○ 入学資金

本市に1年以上住所を有し、大学、短期大学、福祉・医療・看護教育を行う専門学校に入学しよ うとする方の保護者

なお、市税の完納などの条件、入学者の学習成績、世帯の収入などの基準があります。

• 募集人員

5人程度

貸付額

300,000円

• 返 還 (

貸与した年から3年間で、半年賦による均 等払い(無利子)

真岡市就労者定住促進奨学金返還支援事業補助金

僴 学校教育課 総務係 ┗83-8180 ፟ 83-4070

○制度の目的

奨学金を受けて大学、短期大学、高等専門学校及び大学院に進学した方が、卒業後に真岡に住 所を置く場合、返済された奨学金の一部について市から補助金を交付することで、真岡市内への 定住促進を図ります。

対象となる奨学金制度

- ①日本学生支援機構 第一種奨学金 ②地方自治体が貸与する無利子の奨学金
- ③公益財団法人栃木県育英会が貸与する無利子の奨学金
- ④その他市長が認める公的機関の無利子の奨学金

補助金交付の対象となる方は、大学等(短期大学、高等専門学校、大学、大学院)に進学した方 で、平成27年4月以降、奨学金の返還を開始した方、真岡市への居住実態がある方、などの他、全 ての条件を満たす方が対象となります。一人の人が受けられる補助金の累計限度額は学校種別 により異なります。詳細については、担当課にお問い合わせください。



英語検定料・漢字検定料助成事業

間 学校教育課 教育政策係 581-9052 2 83-4070

• 事業の目的 (

英語能力及び日本語能力の育成を通して、 言葉や文化の持つ素晴らしさを知り、自分の 考えや思いを伝え合い、新たな見方・考え方を 創造できる真岡っ子の育成を目指します。

• 対象者

- ①真岡市立小学校または中学校(市立学校)に 在籍する児童生徒
- ②市内に在住し、市立学校以外の小学校、中学 校、義務教育学校または、特別支援学校の小 学部もしくは中学部に在籍する児童生徒
- ③その他、真岡市教育委員会教育長が必要と 認める児童生徒

• 助成金と交付回数

年度内に受験した英語検定、漢字検定それ ぞれに年1回助成します。

英語検定、漢字検定ともに検定料の2分の1 以内で定められた額を助成します。

助成金額・申請方法など詳細については担 当課にお問い合わせください。

就学援助制度

間 学校教育課 総務係 ┗83-8180 ፟ 83-4070

真岡市にお住まいで小中学校に通学している児童生徒の保護者で経済的に困難な家庭に対し て、学校でかかる経費の一部を援助します。

• 対象者

- 生活保護受給者世帯
- 生活保護に準ずる程度の家庭
- 保護者に離職等の急激な経済状況の変化 があった家庭

• 援助費

給食費、学用品費、新入学学用品費、修学旅 行費等

• 申請先

学校または学校教育課

р 教育に関する相談

相談事項	内容	相談先
義務教育の費用負担で 困っている方	小・中学生のお子さんをお持ちの方で、経済的な理由で教育費の負担が困難なご家庭。	▶ 学校▶ 学校教育課▶ 民生委員
言語の遅れで相談がある方	言語に障がいのある真岡市内小学校の児童が、週に1~8回の通級ができる言語障害通級指導教室「ことばの教室」があります。	▶学校 ▶学校教育課
教育上の悩みごと相談	いじめ・不登校・非行・進路問題などの悩みごとは、 ご相談ください。	▶学校 ▶学校教育課
	不登校に関する悩みごとは、ご相談ください。	▶真岡市適応指導教室
心身に障がいのある 子どもの教育相談	知的・情緒・病虚弱・視力・聴力・肢体不自由などの 障がいがあって、どんな学校や施設で教育を受け たらよいかお悩みの方は、ご相談ください。	▶学校 ▶学校教育課

🍎 特別支援教育

心身に障がいのある子どもたちのために、小・中学校には、特別支援学級(知的・情緒・弱視・病 弱)を設置している学校があります。入級に関する相談につきましては、在籍校または、学校教育 課指導係(₹83-8181) へご連絡ください。

広告-

